

新型コロナウイルス 各種支援策 2020年9月以降				2020.9.24 銀座通連合会調べ				
支援策名称	対象者	内容	申請要件	助成・融資額等	申請期間	所管	連絡先	
1 持続化給付金	法人・個人	事業の継続を支え、再起の糧となる、事業全般に広く使える、給付金を支給。	売上前年同月比50%以上減少	法人・200万円 個人・100万円	令和2年9月1日 ～令和3年1月15日	中小企業金融・給付窓口	0570-783183	
2 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金	法人	2月27日～9月30日までの間、年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させた企業に支給。		有給休暇を取得した対象労働者に対し1日あたり上限15,000円（※上限が8,333円から拡充されました）	～令和2年12月28日	厚生労働省コールセンター	0120-60-3999	
3 雇用調整助成金の特例	法人	労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成。 (4月1日～9月30日までの休業が対象)		事業者が労働者へ払う休業手当等のうち最大10/10助成（最大一人一日15,000円※上限が8,333円から拡充されました）	～令和2年9月30日	厚生労働省コールセンター ハロワーク飯田橋	0120-60-3999  03-3812-8609	
4 新型コロナウイルス感染症対策雇用環境整備促進事業	中小企業	職場環境整備に取り組む企業に奨励金を支給。  ※「雇用調整金」や「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金」の支給決定を受けていることが条件。	小売業) 資本金5000万円以下or常時雇用労働者数50人以下 サービス業) 資本金50万円以下or常時雇用労働者数100人以下 等	1事業所につき、1回限り、10万円	第一回～第六回 (令和2年3月27日～11月30日)	東京都産業労働局雇用就業部労働環境課 雇用環境整備促進窓口	03-6205-6703	
5 新型コロナウイルス感染症対策緊急特別資金	中小企業者等	事業活動に影響を受けている中小企業者等を支援。	1.新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1か月の売上高等が前年同期と比較して減少していること 2.新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1か月の売上高等が平成31年1月から令和元年12月までの月平均の売上高等と比較して減少していること	【融資限度額】 1,000万円 (利用は1回限り) 【返済期間】 7年以内(元金据置12か月以内を含む) 【融資利率】 本人負担0.1% 【信用保証料】 区が全額補助	令和2年3月18日 ～令和2年9月30日 土、日、祝日を除く	中央区 商工観光課	03-3546-5330 03-3546-5333	
6 新型コロナウイルスによる経営課題に関する専門家派遣		専門家を無料で派遣し、経営改善等に向けたアドバイスを実施。				(公財) 東京都中小企業振興公社 総合支援課	特別窓口：03-3251-7881	

7	新型コロナウイルス感染症に係る休業等支援事業（専門家派遣）		従業員の休業等にあたり、専門家を派遣し、相談・助言。				東京都労働相談情報センター 事業普及課 企業支援担当	03-5211-2248
8	緊急労働相談ダイヤル		休暇や休業の取り扱い、職場のハラスメントなどについての相談				東京都ろうどう110番	0570-00-6110
9	新型コロナウイルス感染予防対策 ガイドライン等に基づく対策実行支援	都内中小企業者（会社及び個人事業者）、一般財団法人、一般社団法人、NPO、中小企業団体等	ガイドライン等に基づく感染予防対策費用を助成。（助成対象期間：令和2年5月14日～12月31日）		【助成限度額】50万円（ただし、内装・設備工事費を含む場合は100万円）※申請下限額10万円 【助成率】対象経費の3分の2	令和2年6月18日～10月30日	（公財）東京都中小企業振興公社 感染予防対策ガイドライン実行支援事業事務局	03-4326-8174
10	家賃支援給付金	中堅・中小企業 小規模事業者 フリーランス含む個人事業者	事業継続を下支えするため、地代・家賃（賃料）の負担を軽減する給付金を支給。	5月～12月の売上高について一か月で前年比50%以上減、連続する三か月の合計で前年同期比30%減	【給付額】法人・最大600万円 個人・最大300万円を一括支給。（申請時直近1か月の支払賃料の6倍が支給される。）	令和2年7月14日～令和3年1月15日	家賃支援給付金 コールセンター	0120-653-930
11	東京都家賃支援給付金	中小企業、個人事業主	国の家賃支援給付金に独自の上乗せ給付（3か月分）	国の家賃支援給付金の給付通知を受けていること、都内に本店又は支店等のある中小企業等又は個人事業主であること	基準額×給付率×3か月分	令和2年8月17日～令和3年2月15日	東京都家賃等支援給付金コールセンター	03-6626-3300
12	感染拡大防止協力金（8月時短実施分）	酒類を提供する飲食店、カフェ店	8月3日～31日の間、時短営業等を行った酒類を提供する飲食店、カフェ店	要請期間：8月3日～31日	20万円（一事業者当たり、一律）	令和2年9月1日～令和2年9月30日		